

(特別) 児童扶養手当について

◆児童扶養手当とは…

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（S63.4.2以降に生まれた児童）、または20歳未満で心身に中度（特別児童扶養手当2級相当）以上の障害がある児童で、

□父母が離婚 □父が死亡 □父が障害により就労不可
□父が生死不明 □父に1年以上遺棄されている
□父が1年以上拘禁されている □母が婚姻せずに出生などの理由により、父と生計をともにできない児童を養育している母、もしくはその他の養育者に対して、所得に応じて支給される手当です。

ただし、申請者・同居家族に対する所得制限、年金の受給資格等により、対象児童を養育していても手当が支給されないことがありますので、詳細についてはお問合せください。

◆特別児童扶養手当とは…

心身に中度以上の障害のある20歳未満の児童を養育している保護者に支給される手当です。

<手当月額> 中度 33,800円 重度 50,750円

ただし、保護者や同居家族に対する所得制限、年金受給資格、診断書による障害状態の判定により、手当が支給されないことがありますので、詳細はお問合せください。

問合先：社会福祉課 子育て支援係 ☎42-8726

老人保健からのお知らせ

1 「医療受給者証」

受給者の皆さんには、医療機関で1割または2割の自己負担をお願いしていますが、この負担割合は毎年8月1日に更新されることになっています。

2割負担の方は、同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の方、または老人保健で医療を受ける方です。ただし、70歳以上の方および老人保健で医療を受ける方の収入合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請された場合は1割負担となります。

※老人保健法の一部改正が行われ、2割負担の方については、平成18年10月から「2割負担」から「3割負担」になります。

※負担割合に変更のある方にのみ新しい医療証を送付します。

2 「限度額適用・標準負担額減額認定証」

医療機関に提示することで入院時の食事代が軽減されます。老人保健受給者で住民税非課税世帯の方に申請により新しい認定証を交付します。

※各受給者へのお知らせはありませんのでご了承ください。

申請期間：7/24(月)～7/31(月)（土・日除く）

申請場所：市役所1階6～8番窓口

必要なもの：老人保健医療受給者証、保険証、印鑑

問合先：国保健康課国保医療係 ☎42-8721

夏の交通事故防止運動が実施されます

期間／平成18年7月15日(土)～7月24日(月)

重点項目／

- ①こどもと高齢者の交通安全
- ②シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底
- ③無謀・暴走運転の追放

・シートベルトの着用と右左折りの早めの方向指示器の徹底を図りましょう。
・加西市内で交通事故が多発しています。特に高齢者の方が被害にあるケースが急増中!!見通しの悪い交差点等では、必ず止まって左右の安全確認をしましょう。



「かさい防災ネット」の登録はお済みですか。

「かさい防災ネット」は、携帯電話を利用して市民の皆さんに地震や台風など自然災害による市内の避難情報、気象情報などの防災情報や不審者情報などの防犯情報を配信しています。

携帯電話を利用されている方は、下記アドレスから登録して活用してください。

かさい防災ネットアドレス⇒

<http://bosai.net/kasai/>

平成18年度固定資産税第2期分・国民健康保険税及び介護保険料（普通徴収）第1期分の納期限は **7月31日(月)** です。
納期内完納にご協力をお願いします。

口座振替のおすすめ

納税は口座振替制度をご利用されますと便利で安全です。口座振替のお申し込みは、引き落としを希望される金融機関で依頼できます。

問合先：税務課税制係 ☎42-8712